

第 4558 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 8月29日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 課税売上割合に準ずる割合

**Q**：消費税では課税売上割合が課税仕入れに影響しますが、課税売上割合に準ずる割合というのも認められているとか。どんなものなのですか？

**A**：課税売上割合では事業内容の実態が反映されているとはいえない場合に認められるものです。

### 【解説】

課税売上割合に準ずる割合とは、その課税期間における課税仕入れ等のうち個別対応方式における共通対応分に係る仕入税額控除の計算において、事業者における事業内容等の実態が課税売上割合では反映されないという場合に対処するために設けられている制度で、課税売上割合より更に合理的な割合があればそれが認められるというものです。この割合は、事業者の営む事業の種類異なるごと又はその事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類異なるごとに区分して算出することができます。

課税売上割合に準ずる割合としては、たとえば、使用人の数又は従事日数の割合、消費又は使用する資産の価額、使用数量、使用面積の割合などが考えられます。

この割合は、本来の課税売上割合とは違い、その事業者が行う事業の全部について同一の割合を適用する必要はなく、事業の種類異なるごと、事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類異なるごと、事業場の単位ごとに適用することも認められます。適用するには所轄税務署長の承認が必要です。

